

平成二十二年二月十六日受領
答 弁 第 九 〇 号

内閣衆質一七四第九〇号

平成二十二年二月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員棚橋泰文君提出贈与税の課税等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員棚橋泰文君提出贈与税の課税等に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの課税上の問題については、個々の具体的な事実関係に基づき法令等に照らして判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。